

京都府豊かな緑を守る条例のあらまし

条例の理念・目的（前文）

- 森林は、様々な公益的機能を有し、木の文化など特徴ある文化や産業を発展させてきた府民共通の財産であるが、社会経済の大きな変化により人と森林との関係が希薄化し、森林の放置・荒廃が進み、更には不適正な利用による災害も発生。
- 持続可能な循環型の社会づくりを進めるために、人と森林との望ましい共生関係を築き、京都の豊かな緑を守る必要。

新たに条例を制定し、森林の公益的機能の一層高度な発揮を図り、良好な地域環境の形成・保全と府民生活の安全の確保に寄与。

府、府民、森林所有者、開発行為者等の責務（第2条～第5条）

府

- ・総合的かつ計画的な施策推進
- ・森林開発行為の状況を適切に把握・指導

府民

- ・森林の公益的機能への理解増進
- ・森林利用保全活動等への主体的な参画

森林所有者等

- ・持続可能な林業の推進
- ・森林を適切に利用保全
- ・森林開発行為の状況を適切に把握

開発行為者等

- ・災害が発生するおそれが生じないよう、開発計画を作成し、計画的に実施
- ・工事を適正かつ安全に実施

森林の利用及び保全の促進のための制度

- 森林利用保全指針の策定**（第6条）
森林の利用及び保全を総合的・計画的に推進するための指針を策定
- 森林利用保全重点区域の指定**（第7条～第8条）
公益的機能を一層高度に発揮させる必要がある区域を森林利用保全重点区域に指定し、森林利用保全計画を策定
- 森林利用保全活動団体の登録と森林利用保全協定の認定**（第10条～第18条）
重点区域で森林の利用保全活動を行う団体を登録し、その団体と森林所有者が結んだ森林利用保全協定を認定
- 支援措置**（第9条、第16条）
森林利用保全計画に基づく取組を推進するための措置や森林利用保全協定に基づく活動への支援措置を実施

森林開発行為の計画的かつ適正な施行を確保するための制度

- 森林開発行為の協議**（第19条～第33条）
森林開発行為を行おうとする者に、あらかじめ開発計画を知事と協議することを義務付け
災害が発生するおそれがあるときは、開発行為の停止や必要な措置を命令
- 罰則**（第39条～第41条）
協議終了通知書の交付を受けずに森林開発行為を行った者、停止命令・措置命令に違反した者への罰則を規定

施行期日：平成18年4月1日

一部改正 令和7年5月1日施行